

第 7 6 号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(桶川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 桶川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の <u>期間給料</u> の10分の1以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の <u>期間、給料(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては報酬の額)</u> の10分の1以下を減ずるものとする。

(桶川市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 桶川市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項を加える。

改正前	改正後
(休職の効果) 第3条 略 3 略	(休職の効果) 第3条 略 3 略 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(桶川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 桶川市職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項を削る。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(給料表及び等級別基準職務表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、第17条の8第1項に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第17条の8 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で手当を支給するものとする。</p> <p>2 前項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の手当のほか、他のいかなる給与も支給しない。</p>	<p style="text-align: center;">(給料表及び等級別基準職務表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、第17条の8に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の給与等)</p> <p>第17条の8 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、別に条例で定める。</p>

(桶川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 桶川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1 年桶川市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の項

を当該改正後の項とする。

(2) 次の表中、改正前の項に対応する改正後の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。

(3) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線に囲まれた部分に改める。

改正前				改正後			
別表(第1条、第5条関係)				別表(第1条、第5条関係)			
区分	報酬の種類及び額	費用弁償(円)	旅費の額	区分	報酬の種類及び額	費用弁償(円)	旅費の額
略				略			
社会教育指導員	月額	127,900	0	スポーツ推進委員	日額	6,000	700
スポーツ推進委員	日額	6,000	700				
教育センター所長	日額	6,000	700				
非常勤の地域公民館長(週1回勤務の者)	月額	28,600	700				
非常勤の地域公民館長(週4回勤務の者)	月額	138,600	0				
略				略			
商工振興委員会委員	日額	6,000	700	商工振興委員会委員	日額	6,000	700
内職相談員	月額	71,800	0				
消費生活相談員	日額	10,500	700				
略				略			
自転車対策協議会委員	日額	6,000	700	自転車対策協議会委員	日額	6,000	700
交通指導員	月額	39,900	700				
略				略			
福祉事務所嘱託	日額	13,400	2,500	福祉事務所嘱託	日額	13,400	2,500

医			
市税等徴収嘱託員	月額	70,000	0
家庭児童相談員	月額	120,100	0
略			
産業医	月額	70,000 以内	2,500
区長	年額	232,700	700
区長代理	年額	48,600	700
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	12,600	2,500
農事実行組合長	年額	16,500	700

備考

5 略

6 区長の年額報酬は基準額であり、支給に当たっては、平等割を5割5分とし、担当世帯割（毎年4月1日現在の住民基本台帳世帯数とする。）を4割5分とする。

7 市税等徴収嘱託員の月額報酬は基準額であり、能率報酬額として徴収金額に100分の2を乗じて得た額及び納税指導手当として口座振替加入手続1件につき100円を加えた額を増額するものとする。

8 交通指導員の月額報酬は基準額であり、1日に連続して3時間以上にわたり公務に従事した場合は、1日につき2,000円をその額に増額するものとする。

9 略

医			
略			
桶川市児童発達支援センター分室発達相談医	日額	45,000	2,500
産業医	月額	70,000 以内	2,500
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	12,600	2,500

備考

5 略

6 略

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年桶川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p align="center">現業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p align="center">(臨時職員の給与)</p> <p>第18条 <u>臨時職員の給与は、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>	<p align="center">桶川市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p align="center">(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第18条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される現業職員の給与の額、種類、支給方法その他給与の支給については、桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年条例第 号)の例による。</u></p>

(桶川市公民館設置及び管理条例の一部改正)

第6条 桶川市公民館設置及び管理条例(昭和52年桶川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項を削る。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤の館長の任期は、4年とする。</p>	<p>(職員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>

(桶川市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 桶川市職員の旅費に関する条例(昭和58年桶川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後

<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 職員 一般職に属する職員<u>をい</u> <u>う。</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 職員 一般職に属する職員<u>をい</u> <u>う。(地方公務員法第22条の2第1項第1</u> <u>号に掲げる職員を除く。)</u></p>
--	--

(桶川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 桶川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年桶川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条、項及び号に対応する改正前の欄の条、項及び号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条、項及び号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。
- (4) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である</p>

非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等可能日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日で

あるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がす

る地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的

第2条の3 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 略

(6) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 桶川市職員の給与に関する条例(昭和30年桶川市条例第9号。以下「給与条例」という。) **第17条の4第1項**に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 略

(6) 略

(7) **第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。**

(8) **その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。**

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 桶川市職員の給与に関する条例(昭和30年桶川市条例第9号。以下「給与条例」という。) **第17条の4第1項又は桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年桶川市条例第 号。以下「会計年度条例」という。)** **第13条**に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第17条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている**職員**のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした**職員**が職務に復帰した場合において、部内の他の職員と均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務職員等についての特殊勤務手当条例の特例)

第17条 略

第11条	地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定によ
------	--	--

2 給与条例第17条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている**職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)**のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした**職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)**が職務に復帰した場合において、部内の他の職員と均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務職員等についての特殊勤務手当条例の特例)

第17条 略

第11条	地方公務員法 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定によ
------	--	--

用された職員 で同法第28条 の5第1項に規 定する短時間 勤務職員の職 を占めるもの	る短時間勤務を することとなっ た職員を含む。)
第2条第3項	第2条第2項

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第19条 略

略		
第17条の8第1項	再任用短 時間勤務 職員	短時間勤務職員
第17条の9第1項	再任用職 員	短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、**育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている**職員とする。

(部分休業の承認)

28条の5第1項 に規定する短 時間勤務職員 の職を占める もの	る短時間勤務を することとなっ た職員を含む。)
第2条第3項	第2条第2項

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第19条 略

略		
第17条の9第1項	再任用職 員	短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、**次に掲げる**職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)
 ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

<p>第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>正規の勤務時間</u>の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))</u>にあっては、<u>当該非常勤職員について定められた勤務時間</u>)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>
<p>2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない<u>職員</u>に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない<u>職員(非常勤職員を除く。)</u>に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱</p>	<p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が当該特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱</p>

<p>い)</p> <p>第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>給与条例第12条</u>の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>給与条例第16条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>い)</p> <p>第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>給与条例第12条(会計年度任用職員にあっては、会計年度条例第15条及び第24条)</u>の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>給与条例第16条(会計年度任用職員にあっては、会計年度条例第14条及び第23条)</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
--	--

(桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第9条 桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年桶川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(<u>非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇</u>)</p> <p>第19条 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、<u>別に定める基準に従い、任命権者が</u>定める。</p>	<p>(<u>会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇</u>)</p> <p>第19条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、<u>別に規則で</u>定める。</p>

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年桶川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の

号を当該改正後の号とする。

(2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 略 <u>(4) 公益財団法人けやき文化財団</u> <u>(5) 略</u> 2 略 (3) 地方公務員法 <u>第22条第1項</u> に規定する条件付採用になっている職員	(職員の派遣) 第2条 略 <u>(4) 略</u> 2 略 (3) 地方公務員法 <u>第22条</u> に規定する条件付採用になっている職員

(桶川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 1 条 桶川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年桶川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める <u>職員</u> を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める <u>職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u> を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

(桶川市教育センター設置及び管理条例の一部改正)

第 1 2 条 桶川市教育センター設置及び管理条例（平成 2 4 年桶川市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項を削る。

改正前	改正後
(職員) 第5条 略 2 略 3 非常勤の所長の任期は、2年とする。	(職員) 第5条 略 2 略

(桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 3 条 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年桶川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等) 第10条 略 5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条、 <u>第13条及び第17条の8</u> の規定の適用については、給与条例第10条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年桶川市条例第4号)第9条に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「 <u>任期付短時間勤務職員</u> 」 <u>と、給与条例第17条の8第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</u>	(特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等) 第10条 略 5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条 <u>及び第13条</u> の規定の適用については、給与条例第10条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「桶川市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例(平成26年中桶川市条例第4号)第9条に規定する任期付き短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「 <u>任期付短時間勤務職員</u> 」 <u>とする。</u>

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 1 2 月 1 1 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度の導入に係る関係条例の規定の整備を行いたいので、この案を提出するものである。